

# 笛吹市 国民健康保険通信

## 「国民健康保険加入者の皆さんへみんなの国保を守るために」

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。「みんなの国保を守るため」に、一緒に考えていきましょう。

### 国保の手続きはお済みですか

国保への加入手続きや脱退手続き、変更等の手続きは、本人の届け出が必要となります。届け出は、必ず14日以内に行ってください。

- Q 国保に加入するときは？
- A ・ほかの市町村から転入した日（職場の健康保険に加入していない場合）
- ・職場の健康保険などをやめた日
- ・職場では手続きを行ってくれませんので、必ずご自身で手続きを行ってください。
- ・子どもが生まれた日
- ・生活保護を受けなくなった日
- Q 国保をやめるときは？
- A ・ほかの市町村へ転出した日、または翌日
- ・職場の健康保険などへ加入した日の翌日
- ・職場では手続きを行ってくれませんので、必ずご自身で手続き

を行ってください。

- ・死亡した日の翌日
- ・生活保護を受け始めた日
- ・後期高齢者医療制度の対象となった日

- Q 加入の届出が遅れると？
- A 加入資格が発生した時点（届出日ではない）までさかのぼって保険料（税）を納めなければならなくなります。

- Q 脱退の届出が遅れると？
- A 新たに加入した職場の健康保険と国保の両方に保険料（税）を二重で納めてしまうこととなります。また、国保の保険証を使って医療を受けてしまった場合、国保が負担した医療費は、後で返していただくこととなります。

- Q 市内に引っ越したときは？
- A 市内に転居したり、世帯が分かれたり、一緒になったときも届出が必要になります。

平成24年度の国保納税通知書は7月中旬に送付します

平成24年度国保税の普通徴収納税通知書は、7月中旬の発送予定です。

納期は、7月末から翌年2月末までの毎月納付です。1年分の国保税を8回に分けて納めます。

特別徴収対象者は、納期に関係なく年金支給からの天引きとなります。納期は次のとおりです。

第1期	第2期	第3期	第4期
H24.7.31	H24.8.31	H24.10.1	H24.10.31
第5期	第6期	第7期	第8期
H24.11.30	H24.12.28	H25.1.31	H25.2.28

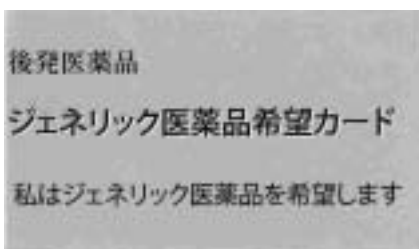
第6期の口座引落は12月25日



ジェネリック医薬品希望カードをご利用ください

平成24年度の被保険者証の中にジェネリック医薬品希望カードを同封しましたので、ご希望によりご利用ください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される薬のことで、価格が新薬に比べて低価格でありながら、新薬と同様な効果が得られます。私たちの健康と安心を支える国民皆保険制度を支えるために、ジェネリック医薬品のご利用にご協力をお願いします。



ジェネリック医薬品希望カード

問合せ先

国民健康保険課 国保総務担当

055(262)4111